

2

財務比率経年比較

本学校法人では、財政の健全性を確保することを目的として、6項目の財務比率数値にガイドポスト数値を設定している。予算（補正を含む）、決算時に算出した数値とガイドポスト数値を対比することにより、財政の健全性を検証している。各比率の意味と各比率から見た本学の財政状況（2003年度～2007年度）は以下のとおりである。

財務比率表（財政ガイドポスト） 2003（平成15）年度～2007（平成19）年度

項 目	ガイドポスト		2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2006年度 (平成18年度)
	警告数値	中止数値	決算	決算	決算	決算	決算	全国私大平均
①消費支出比率 (消費支出／帰属収入)	90.0以上	100.0以上	90.5	93.3	88.8	85.3	85.8	92.0
②人件費依存率 (人件費／学生納付金)	63.0以上	66.0以上	64.9	65.9	64.0	61.6	61.3	71.3
③教育研究経費比率 (教育研究経費／帰属収入)	30.0以下	25.0以下	32.2	33.1	33.5	32.3	33.0	29.3
④総負債比率 (総負債[前受金を除く]／総資産)	20.0以上	25.0以上	10.1	9.3	8.4	7.4	6.2	9.6
⑤借入金償還比率 (借入金元利償還額／帰属収入)	10.0以上	20.0以上	6.1	5.6	5.9	4.0	4.5	5.2
⑥消費収支超過比率 (当年度消費支出超過額／基本金組入額)	60.0以上	80.0以上	△ 36.9	55.2	19.6	9.8	38.4	45.4

①消費支出比率（消費支出／帰属収入）

消費支出の帰属収入に対する割合で、本比率は消費収支分析上で最も重要な指標である。本比率が100%を超えるということは、基本金組入前で既に消費収支が赤字であり、経営が逼迫していることを意味する。

本学校法人の場合は、2003年度、2004年度決算においてガイドポスト警告数値を超える結果となったが、2005年度より警告数値を下回っている。これは収入各項目における予算を超える決算額となったことと、社会学部新学科および法科大学院が年次進行中であるといった減収要因が解消されつつあるためである。

2008年度以降についても本数値は、警告数値内に収まることを予想しているが、引き続き、健全性の維持のため緊張感のある財政運営を行なっていく。

②人件費依存率（人件費／学生納付金）

人件費の学生納付金に対する割合を示す関係比率であり、一般的に人件費が学生納付金を超える学校法人は経営破たんをきたすとされるが、本学校法人規模においては、60%程度が平均である。

本学校法人の場合は、2003・2004・2005年度とガイドポスト警告数値を超える結果となっていたが、2006年度・2007年度決算においては警告数値を下回る結果となった。これは、理工学部新2学科、社会学部新学科および法科大学院の完成にともない、学生納付金が増加したことが大きな要因である。

③教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）

帰属収入の中で、教育研究活動に資する直接経費がどの程度支出されているかの比率であり、大学活動内容の健全性を問うものである。

他の比率と異なり、ガイドポスト数値を上回るほうが良い値となる。財務比率表のとおり、ガイドポスト警告数値：30.0以下、中止数値：25.0以下となっている。

本学校法人の場合は、2002年度決算まではガイドポスト警告数値を下回っていたが、2003年度決算以降はガイドポスト警告数値とともに全国平均をも上回っている。引き続き2008年度以降も教育研究の充実に努めていくこととする。

④総負債比率（総負債[前受金を除く]／総資産）

負債総額の総資産に対する割合であり、総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な関係比率である。一般的には負債総額が自己資本額を上回ることのない50%以下が経営的目安であるが、文部科学省への各種設置申請時では、25%以下が要件となっている。

本学校法人の場合は、本比率は年々低下している。これは1998年度以降、新たに設備投資する時には借入をおこなわず、自己資金で対応しているためである。

⑤借入金償還比率（借入金元利償還額／帰属収入）

貸借対照表の負債状態が、消費収支計算書にも反映しているため、学校法人の財務を分析する上で、重要な財務比率の一つである。文部科学省への各種設置申請時には、20%以下が要件となっている。

本学校法人の場合は、「④総負債比率」で説明の通り、1998年度以降新たな借入を実施していない。また、借入金の繰上償還を行うべく交渉し、2002年度以降毎年一部繰上償還が認められていることから、本比率は低下しており、全国平均も下回っている。2008年度以降においても借入金の繰上償還を実現すべく、借入先である日本私立学校振興・共済事業団と交渉を続けていくこととする。

⑥消費収支超過比率（当年度消費支出超過額／基本金組入額）

消費支出は「①消費支出比率」で帰属収入に対する比率として制限が設定されるが、消費収入が基本金組入額によって左右されるため、固定資産取得の関係で一時的に消費支出超過が発生する可能性がある。消費支出超過が資産取得額を示す基本金組入額内の一定範囲内であれば、学校法人として財政の健全性を損なうことはないとの考え方に基づく、消費支出と基本金組入額との関係比率である。

本学校法人の場合は、2004年度決算で数値が警告数値に近づいたものの、その後は警告数値を大きく下回っており、引き続き財政の健全性は保たれている。